

令和3年滑川町農業委員会 第3回総会 総会議事録					
召集月日	令和3年3月18日(木)				
開 会	令和3年3月25日(木) 午前9時25分				
閉 会	令和3年3月25日(木) 午前10時25分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	鈴木 和 市	出 席	8	井上 富 子	出 席
2	神山 昌 美	出 席	9	高柳 幸 夫	出 席
3	西澤 泉	出 席	10	久保 和 雄	出 席
4	北堀 高 茂	出 席	11	金井 茂	出 席
5	板倉 もと子	出 席	12	神田 徳子	出 席
6	贄田 敏之	出 席	13	赤 沼 裕	出 席
7	宮島 正重	出 席	14	持田 良男	出 席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	柳 芳 政	出 席	伊 古	能見 義夫	出 席
上福田	石川 清	出 席	中尾・水房	俣田 貞男	出 席
山 田	服部 万之助	出 席	羽尾1	稲葉 敏男	出 席
土 塩	新井 佳男	出 席	羽尾2	須澤 郁夫	出 席
和泉・菅田	眞 澤 功	出 席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	13番	赤 沼 裕	14番	持田 良男	

### 第 3 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 13 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 14 号	農地法第 4 条（知事）について
日程第 4	議案第 15 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 5	議案第 16 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 6	議案第 17 号	農地法第 5 条制限除外について

顛 末

○開 会

事務局長 皆様おはようございます。定刻により少し前ですが、皆様お揃いのようなので、これから令和3年第3回農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。欠席者の報告ですけれども、委員の欠席はございません。農地利用最適化推進委員も全員出席ですので、よろしく願いいたします。最初に北堀会長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長 委員の皆様おはようございます。第3回の総会にお忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。委員の皆様は今回で最後の総会となります。3年間色々ご協力、ご指導いただき大変ありがとうございました。3年の間で大きな問題もなく、これも皆様のご協力、ご指導の賜物だと思います。大変感謝しております。4月は委員改選となりますが、農業委員会の事務局については、内示により職員1名減とお聞きしております。1名ではなにかと大変かと思いますが、協力してなんとかこの1年間は頑張っていたいただければと思います。よろしく願いいたします。また、本日提案された議案の慎重審議をいただきまして、スムーズにできるようお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は、会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。ただいまの出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第3回総会は成立いたしました。これより開会します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は

9名中9名です。質疑等がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしとお声がありましたので、本日の議事録署名委員は、議席番号13番赤沼委員、議席番号14番持田委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願いします。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第13号農地法第3条についてを議題といたします。なお事前に担当委員より番号1及び番号2については関連がありますので、一括して説明したい旨を受けておりますので、事務局もそのように説明をお願いします。また、こちらの議案につきましては、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいますので、該当する委員はご退席をお願いいたします。

(□□□委員 退席)

議 長 この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第13号農地法第3条(委員会)についてをご説明いたします。今月の申請件数につきましては、2件1,097㎡になります。整理番号1及び2については関連がございますので一括して説明、朗読させていただきます。議案書の1頁、議案第13号資料1と2をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号1、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振農用地、660㎡になります。譲渡人は行田市○○○×××番地×××、□□□様。譲受人は比企郡滑川町大字○○○×××番

地×××、□□□様。申請者の経営規模については記載の通りになりまして、町内の経営面積となっております。申請理由ですが、受人が営農規模拡大、自己所有農地との一体利用するために、売買による所有権の取得をしたいというものになります。

続きまして番号2の説明に移ります。申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、田、農振農用地、152 m<sup>2</sup>。同じく○○○×××番×××、田、農振農用地、111 m<sup>2</sup>。同じく○○○×××番×××、田、農振農用地、174 m<sup>2</sup>、合計3筆の437 m<sup>2</sup>になります。譲渡人ですが、鴻巣市○○○×××番地、□□□様。譲受人は番号1と同様です。申請者の経営規模につきまして、こちらも町内の経営規模となっております。申請理由ですが、番号1と同様になります。補足になりますが、受人である□□□様の貸付面積につきましては、中間管理機構を利用した自身への再貸付面積も含まれております。また受人につきましては、認定農業者であり、田の経営規模拡大の意向を示していただいております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いたします。
- 6 番 はい。2班班長6番の贄田です。3月19日金曜日に農業委員2名、推進委員は1名の計3名で現地調査をしっかりと行いました。詳しくは担当であります鈴木さんのほうから説明をしていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。
- 1 番 はい。1番鈴木です。現地調査の説明を班長さんから報告があったように、3月19日に農業委員2名、推進委員1名の計3名で現地調査をしました。杭等の確認をした結果、きちんと入っていることが確認できました。場所ですが、○○○の○○○前の県道を○○○方面に向かい、○○○の信号を直進し、×××mほど行ったところを○○○し、×××m位行った右側の申請人□□□様の自宅の前にあたります。詳細につきましては、事務局が説明したとおりになりますので省きます。□□□さんの経営状況ですが、

自作地が 9,516 m<sup>2</sup>です。そのうち田んぼが 2,736 m<sup>2</sup>で畑が 6,780 m<sup>2</sup>となっております。調査した結果、きちんと農地が整理されており耕作されておりましたので、報告を申し上げます。機械等の設備投資の状況ですが、トラクター 3 台、管理機 2 台、草刈機 1 台、軽トラ 1 台、手押し田植え機 1 台となっております。理由書がございますので、読み上げさせていただきます。このたび、農地法 3 条の規定に基づく手続きを行う理由をご説明いたします。今回の申請地は私が所有している農地、〇〇〇字〇〇〇×××番×××と一団の並びにある農地です。申請地の土地の所有者は農業経験がなく、耕作に必要な農機具等も持っておらず、また町外に住んでいるため農地としての有効利用や管理がされていない状態が続いておりました。たまたま私の自宅が近くであり、所有者も知り合いのため、今まで農地の管理を手伝ってきました。現所有者の方も高齢になり、今後自分や子供たちが農地の管理をしていくことも困難なため、農地を有効活用していただける方を探すことになり、以前から管理を手伝ってきた私に農地を譲り渡したいという旨の相談をいただきました。私は、現在も滑川町の直売所を中心に農作物を出荷しており、妻や子も農作業を手伝ってくれるので、可能な限り農業を続けていきたいと考えております。また、今回一緒に申請させていただいている〇〇〇字〇〇〇×××番×××外 2 筆と一団の利用をしていくことも可能になる予定です。こういったことから、今回の農地を譲り受ける話を了解し、農地法に基づき許可をいただきたく申請をしたものです。申請人、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、□□□。特に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願いいたします。補足説明を地元の推進委員の□□□さんをお願いいたします。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当の□□□です。とりあえず境界杭はしっかりと入っておりました。それなので、特に問題はないかと思えます。あと、□□□さんがいつも何十年と申請地付近の田んぼを休耕田含め草刈り等をやっており、こないだ行った際もきれいになっておりました。本当に大変だったと思います。今度は自分の

農地となるので、なおきれいにされると思います。よろしくお願  
いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま班長さん、担当委員  
さん及び担当地区の推進委員さんから、番号1及び2について一  
括して詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。  
この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い  
します。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり番号1及び2につい  
て、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(退席委員を除く委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号番号1及び2については、申請  
のとおり許可と決定いたしました。日程第2は以上になります。  
それでは□□□委員の復席をお願いします。

(□□□委員 復席)

議 長 先ほどの審議結果ですが、申請の通り許可と決定しましたので、  
ご報告いたします。

議 長 日程第3、議案第14号農地法第4条についてを議題といたし  
ます。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第14号農地法第4条(知事)についてをご説明  
いたします。今月の申請件数は1件、117㎡の転用申請となっ  
ております。事務局より番号1を説明、朗読させていただきます。  
議案書は2頁、図面は議案第14号資料1-①と本日差し替えとい  
うことで配布した1-②をお手元にご用意ください。それでは説  
明いたします。番号1、申請地は滑川町大字○○○字○○○××  
×番×××、畑、農振地域外農地、117㎡です。農地の区分ですが、  
10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるた  
め、2種農地と判断いたします。申請人は滑川町大字○○○××  
×番地、□□□様です。申請の事由ですが、申請者が墓地への進  
入通路を整備するために転用する計画となっております。ご審議

の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願ひいたします。

13 番 はい。4班 13番班長の赤沼です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。3月20日土曜日8時から農業委員5名、推進委員2名で申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります金井委員に報告をお願ひいたします。

11 番 はい。4班 11番の金井です。担当委員として報告させていただきます申請場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇へ向かい、〇〇〇の信号交差点を〇〇〇し、×××km程進んだ所の信号を〇〇〇し、×××m程進んだ所の右側の奥になります。申請者ですが、〇〇〇にお住まいの□□□さんとなっています。申請理由としては、令和2年12月に許可された隣接する墓地への通路に沿った畑を〇〇〇の資材置場として貸出す予定となり、隣地の墓地通路に平行して申請者の墓地への通路を整備したいとのことです。調査した土地は、東側が隣地墓地用の通路、南側が申請者の墓地で、その先が資材置場、西側と北側は貸出予定の畑となっています。計画では車いすでの通行が可能な敷コンクリート構造とする予定となっております。添付書類として、工事見積書、資金計画書、農用地区域の除外証明書が添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の□□□です。ただいま地元委員から詳細にわたりましてご説明いただきました。〇〇〇さんに土地を貸す計画があり、そうすると墓地の入口がなくなってしまうということで、それに対する入口の整備でございますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきま



した。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、議案第 14 号番号 1 を終わります。

日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 15 号農地法第 5 条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第 15 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は 5 件になります。事務局より整理番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 3 頁、図面は議案第 15 号資料 1-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号 1、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内農地、388 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 以上の一団の農地区域内であるため、1 種農地と判断いたします。申請人ですが、譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。申請の事由ですが、25 年間の使用貸借権を設定し、受人が自己用住宅を建築するため、転用する計画となっております。補足となりますが、本申請地につきましては令和 2 年 11 月 11 日付けで農振農用地、つまり青地からの除外の手続きをされております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

13 番 はい。4 班 13 番班長の赤沼です。現地調査の結果につきまし

て、報告をいたします。3月20日土曜日、先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。担当地区でありますので、引き続きご報告します。〇〇〇字〇〇〇×××番×××、地目畑、面積388㎡。現況は野菜畑として利用されております。申請地の位置は、〇〇〇から〇〇〇方面に向かって、〇〇〇の所を〇〇〇して、約×××m先を〇〇〇してまた×××m行ったところの〇〇〇側になります。〇〇〇の後ろ側にあたります。申請の内容は使用貸借権を設定して、畑を転用し自己用住宅を建築するものです。申請の理由については、理由書がありますので読み上げます。現在会社勤めをしながら、実家で両親と一緒に生活をしています。平成30年に婚姻し夫も共に暮らしていますが、古く使いづらくこともあり、実家の敷地の一部に家を建て分家し、農業を続けてゆきたい旨を父に相談したところ、現所在地は農家であるため住宅をはじめ納屋、作業棟、倉庫等で埋まっており、新規に住宅を建築する余地がないので、道路を挟んだ大字〇〇〇×××番×××を始め、代替地検討を行いました。白地の大字〇〇〇×××番×××は面積狭小のため開発許可対象外、その他所有地は青地であり、その環境は集落性がなく、代替地としての適正を欠いているので検討対象から外した結果、申請地である大字〇〇〇×××番×××のみが対象地となりました。実家の目の前に位置し、将来的には夫と共に父の跡をとり農家を続けてゆくつもり自分たちにとって、この土地は何よりの好立地となりますので、住宅を建てるとすれば、この土地しかないとの結論に至り、父に建設の使用承諾をもらったので、ここに自己用住宅を建設し、親から独立することに決めた次第であり、先般農用地除外の承認をいただいたので分筆し、大字〇〇〇×××番×××を申請地としました。なお、大字〇〇〇×××番×××は普段は作物の物干し場として、農繁期は収穫物の乾燥場、選別等の作業場として使用しておりますことを申し添えます。このような内容となっております。申請地は家が点在している集落の中にあります、平坦な畑でございます。雑排水につきましては、合併浄化槽で処理をして、

道路側溝に放流する計画となっております。それから住宅建築にかかる資金計画書や農地転用にかかる隣接所有者の同意書等も添付されておりました。申請書にもありましたが、申請者の□□□様が将来的なことを考えて、実家の近くに自己用住宅を建てることを希望しております。従いまして本申請につきましては、特に問題はなくやむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 ○○○担当の□□□です。ただいま担当委員から詳しい説明がありました。実家からすぐ道を挟んで向かい側で、また申請者は長女ということで、特に問題はないかと思っておりますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第 15 号番号 1 を終わります。

議 長 続きまして議案第 15 号番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号 2 の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく 3 頁、図面は議案第 15 号資料 2 - ①から②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号 2、申請地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域外

の農地、497 m<sup>2</sup>になります。農地の区分ですが、水道、下水道が埋設された道路の沿道でこれらを使用でき、かつ 500m 以内に2つ以上の教育施設、医療施設がある農地であるため、第3種農地と判断いたします。申請人ですが、譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様。譲受人は、嵐山町大字〇〇〇×××番地×××、〇〇〇×××、□□□様になります。申請の事由ですが、売買による所有権移転を行い。受人が自己居住用住宅を建築するために転用する計画です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

13 番 はい。4班13番班長の赤沼です。3月20日土曜日、先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお詳細につきましては、地区の担当であります金井委員にご報告お願いいたします。

11 番 はい。11番の金井です。担当委員として報告させていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇へ向かい、〇〇〇の信号交差点を〇〇〇して、×××m程進んだ所を〇〇〇し、×××m程進んだ〇〇〇になります。申請者ですが、嵐山町〇〇〇のアパートに家族4人でお住まいの□□□さんとなっています。申請理由としては、今後、子供の成長を考えるとアパートでは手狭となること、妻の実家が近く近隣に住宅も立ち並んでおり、上下水道も整備されていることから申請地を選択したとのことです。調査した土地は、令和2年10月に審議して許可をされた転用地の北側で、東側は2車線の道路、南側は許可した住宅、西側も住宅で北側は水路となっています。土地利用計画図、資金計画書、工事見積書、開発行為施行同意書、建築計画図面等が添付されております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇の□□□です。ただいま班長ならびに地元委員から詳細にわたりましてご説明をいただきました。〇〇〇の〇〇〇

のすぐ道路を挟んで西側にあたる所です。周囲は住宅等がかなり密集されておりますので、特に問題はないかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。  
(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。  
以上で、議案第 15 号番号 2 を終わります。

議 長 続きまして議案第 15 号番号 3 の説明を、事務局よりお願ひします。

事務局 はい。続きまして整理番号 3 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 3 頁、図面は議案第 15 号資料 3 - ①から②をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号 3、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振地域内農地、303 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2 種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は、東松山市大字〇〇〇×××番地、□□□様。譲受人は、滑川町〇〇〇×××丁目×××番地×××〇〇×××号、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、受人が自己居住用住宅を建築するために転用する計画となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願ひいたします。

- 13 番 はい。4班13番班長の赤沼です。この件についても3月20日土曜日、先ほどの案件と同様に申請地の現地確認を行いました。なお詳細につきましては、地区の担当であります神田委員にご報告お願いいたします。
- 12 番 はい。12番の神田です。現地調査結果のご報告をさせていただきます。申請地は〇〇〇の〇〇〇を〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の信号を〇〇〇して、×××m位行き、〇〇〇入口の信号を〇〇〇、×××m位行った先を〇〇〇へ×××m位入った所の左側になります。申請人の□□□さんが□□□さんの所有する土地を購入し、所有権を移転し専用住宅を建築したいという5条申請になります。面積は303㎡になります。申請理由が添付されておりますので、読ませていただきます。理由書、今般比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××内に、都市計画法第34条第12号該当の専用住宅を建築するにあたり、私は現在滑川町内のアパートで生活しておりますが、私の職場が〇〇〇にあるので職場に行くのにも遠く、また結婚したこともあり部屋が手狭になったので、もっと広い家で生活したいと思っておりました。職場からも近く、通勤が楽になり夫婦でのびのび生活していけるような、十分希望に叶う当申請地を取得できるようになりましたので、専用住宅を建築したく許可申請手続きをするものですので、よろしくお願いたします。なお、親族が東松山市に居住しており、都市計画法第34条第12号に該当していることから、今回当土地に専用住宅を建築したく、許可申請手続きをとるものですのでよろしくお願いたします、以上です。農用地除外証明書、隣地の同意書1件、開発行為32条同意書2通、道路側溝接続工事許可書が添付されております。資金計画書、戸籍謄本、建物賃貸借契約書は事務局で確認済みとのことです。完成計画は、7人槽合併浄化槽を使用し、町道側溝へ放流いたします。雨水は敷地内処理とし、汚水、雑排水は合併浄化槽を設け側溝に放流いたします。万が一、被害等が生じた時は責任をもって対処いたします、とのことです。以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇区担当の□□□です。先ほど班長ならびに農業委員のほうからご説明をいただきました。〇〇〇のちょうど南西にあたる、〇〇〇のところでございます。周囲一帯が開発の区域でもあります。やむを得ない案件かと思いますが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号番号 3 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第 15 号番号 3 を終わります。

議 長 続きまして議案第 15 号番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号 4 の説明、朗読させていただきます。議案書は同じく 3 頁、図面は議案第 15 号資料 4-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号 4、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、2,246 m<sup>2</sup>です。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2 種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□株式会社、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが、20 年間の賃借権を設定し、受人が自社で生産する製品を保管するための資材置場として、転用する計画です。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

13 番 はい。4班13番班長の赤沼です。3月20日土曜日、この件についても同様に、現地確認を行いました。なお詳細につきましては、地区の担当であります金井委員にご報告お願いいたします。

11 番 はい。11番の金井です。担当委員として報告させていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇へ向かい、〇〇〇の信号交差点を〇〇〇し、×××km程進んだ所の信号を〇〇〇した所の〇〇〇になります。申請者ですが、□□□株式会社、代表取締役の□□□さんとなっております。申請理由としては、令和2年7月に隣接地に資材置場を確保したが、コロナ禍の影響等から使用予定のトンネル工事用のRCセグメントと呼ばれるコンクリート製品の出荷が遅れ、また性質上製造後に安定化させる必要があることからすぐに出荷できないため、保管場所の増設確保を必要とするとのこと。また、今後も新たな資材置場を確保するための交渉を進めているとのこと。距離的な条件に合う場所として、本候補地を選定し、20年間の借地権を設定し、資材置場としたいとのこと。調査した土地は、南側が墓地、東側は墓地に続く通路、北側は水路で西側はすでに資材置場となっております。また、東側と南側の先もすでに資材置場となっております。申請地自体は休耕中の畑になっており、境界杭の確認はできました。造成用の図面、資材配置計画図、工事見積書、資金計画書、現資材置場の航空写真、農用地区域の除外証明書等が添付されております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇区担当の□□□です。ただいま班長ならびに地元委員から詳細にわたりましてご説明いただきました。□□□さんのほうから強い要望がございまして、両サイドの資材置場もかなりいっぱい材料が置いてありまして、申請地の部分だけが空い



ている状況ですので、やむを得ない案件だと思いますが、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号番号 4 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第 15 号番号 4 を終わります。

議 長 続きまして議案第 15 号番号 5 について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。続きまして整理番号 5 の説明、朗読させていただきます。議案書は 4 頁、図面は議案第 15 号資料 5-①から③をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。番号 5、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内農地、437 m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内農地、50 m<sup>2</sup>の合計 2 筆、487 m<sup>2</sup>です。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断いたします。申請人ですが、譲渡人は滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は 東松山市〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、35 年間の使用貸借権を設定し、受人が自己居住用住宅を建築するため、転用する計画です。なお、補足になりますが、計画面積としましては 497.78 m<sup>2</sup>で、こちらは宅地 10.78 m<sup>2</sup>が含まれております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願いいたします。

9 番 はい。1班班長9番の高柳です。現地調査方向をいたします。3月20日土曜日午前9時より、農業委員4名、推進委員3名の計7名で現地調査を行いました。詳細については、担当委員の井上さんをお願いいたします。

8 番 はい。担当委員の8番の井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、役場を〇〇〇して、1つ目の信号を〇〇〇し、〇〇〇の裏を右に曲がり、×××m程行った〇〇〇が申請地です。申請目的は申請人の□□□さんの祖父であります、□□□さんが所有する土地に使用貸借権を設定して、自己用住宅を建築するためです。理由書がございますので、読ませていただきます。現在私達家族は、東松山市内の賃貸住宅に家族で生活をしておりますが、何かと手狭で非常に不便を感じるようになってきました。将来のことを考え、いつまでも借りているわけにはいかないため、住宅を建てたいと思い家族で相談した結果、祖父の土地を借り受け、自己用住宅を建築することにしました。この敷地を選定した理由は、西側の敷地に両親が居住していますので、将来両親の介護等が必要になった場合や、私達の子供が産まれた場合に、近くですと安心して生活ができるので、この土地に決めました。私は土地、建物を所有しておりません。以上の理由により、農地法5条許可申請をいたします、とのこと。建築計画は明確にできております。資金面も確保されております。面積は437㎡と進入路が50㎡です。排水計画は5人槽合併浄化槽を使用し、町道側溝に放流いたします。雨水は浸透枳を設置いたします。万が一、被害が生じた場合は責任をもって対処いたします、とのこと。以上報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇担当の推進委員、□□□です。詳しい説明は今井

上さんから説明がありましたが、申請地は〇〇〇の道路を少し入った×××m位先の左側にあります。境界杭とかきちんと入っております。地主の方からよく説明受けたのですが、皆様にご審議をお願いしますということでございます。どうかご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 15 号番号 5 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

以上で、議案第 15 号番号 5 を終わります。

日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 16 号農地法第 3 条の 3 についてを議題といたします。事務局は説明をお願いいたします。

事務局 はい。事務局より議案第 16 号農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) についてをご説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 16 号資料と記載されているものをお手元にご用意ください。今月の届出案件は 1 件、10,958 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇××番、畑、3022 m<sup>2</sup>外 8 筆、田畑合計 10,958 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第 16 号資料をご確認ください。届出者ですが、東松山市大字〇〇〇××番地×××、□□□様、他 2 名です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足とし

て受理状況及び各自の相続状況につきましては、備考欄及び図面のとおりになります。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっております。ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議長 それでは議案第 16 号の質疑を終了いたします。  
日程第 5 は以上になります。

議長 日程第 6、議案第 17 号農地法第 5 条制限除外についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 はい。事務局より議案第 17 号農地法 5 条制限除外について説明いたします。こちらは許可を要しない農地転用の報告となります。議案書の 6 頁、議案第 17 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 3 件、0.42 ㎡になります。それでは説明、朗読を一括してさせていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、田、農振農用地、0.14 ㎡。届出者は、東京都〇〇〇区〇〇〇×××丁目×××番×××号、□□□株式会社、基地局統括部部長□□□様です。

続きまして番号 2 の説明になります。所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、現況は畑、農振地域内の農地、0.14 ㎡。転用する届出人は番号 1 と同様です。

番号 3、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、0.14 ㎡。転用する届出者は番号 1 と同様です。申請事由は、3 件とも同じになりまして、賃借権を設定し、認定電気通信業事業者による電話無線基地局設置のために転用する計画です。説明、報告は以上になります。

議長 はい、この件は、農地転用の許可不要の案件となりますので、報告のみとなっておりますが、何かご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

(委員より、なしの声あり)

議 長 それでは議案第 17 号の質疑を終了いたします。  
日程第 6 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。それ  
では、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会令和 3 年第 3 回総会は、  
閉会することに決定いたしました。ご協力、ありがとうございますま  
した。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでした。委員の皆様には、慎重  
審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただ  
きますので、鈴木職務代理より閉会のご挨拶をよろしくお願  
いいたします。

職務代理 皆様には長時間にわたり慎重審議いただき、全議案が可決され  
ました。ありがとうございました。また私事ではありますが、3  
年間皆様にご協力、ご指導いただき職務を全うすることができま  
した。誠にありがとうございました。また、3 期の数年間、事務  
局と皆様にご指導いただき務めさせていただきました。ありが  
うございました。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年4月9日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 赤 沼 裕

署名委員 持 田 良 男